

2020年7月吉日

お客様各位

clouXion サービス約款 変更のお知らせ

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では2020年9月1日より「clouXion サービス約款」を一部変更いたしますので、ご案内申し上げます。詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

また「Online Service Gate 利用約款」「ADFS on Cloud サービス利用約款」につきまして、「clouXion サービス約款」へ統合いたしますので、同日にて廃止いたします。

今後もよりよいサービスのご提供が行えるよう、精一杯努めてまいりますので、引き続き変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 改定対象約款

clouXion サービス約款

■ 新約款の適用日

2020年9月1日

■ 約款

<https://www.softbanktech.co.jp/doc/cloud/>

■ 新旧対照表

新	旧
第2章 利用契約	
第3条（利用許諾および契約期間） 1 SBTは、顧客に対し、 <u>前条第3項により承諾した契約期間開始日（各月の1日に限ります。）</u> より起算して12か月が経過するまでの期間（以下、「契約期間」といいます。）、顧客が業務遂行の目的に限って本サービスを利用する非独占的で譲渡不能な権利を許諾します。	第3条（利用許諾） SBTは、顧客に対し、 <u>本サービスに関してSBTが開通の通知を発した日の属する月の翌月から起算して12か月が経過するまでの期間（以下、「契約期間」といいます。）、</u> 顧客が業務遂行の目的に限って本サービスを利用する非独占的で譲渡不能な権利を許諾します。

<p>2 前項に定める期間にかかわらず、SBTが承諾したときは、初回に限り、12か月未満の期間を契約期間とすることができるものとします。</p>	
<p>第5条（利用契約内容の変更）</p> <p>2 前項の申込みによる変更の契約（以下、「変更契約」といいます。）の成立については、第2条第3項の規定を準用します。</p> <p>（第6条4項へ移行）</p> <p>3 SBTは、顧客が利用契約の条件を超過して本サービスを利用していると合理的に判断したときは、当該超過して利用された部分につき、SBT所定の基準により算出された利用料金を請求することができるものとし、当該利用契約について当該超過して利用される部分の第1項の変更の申込みがあったとみなすことができるものとします。</p>	<p>第5条（利用契約の変更）</p> <p>2 前項の変更による利用料金の変更は、SBTが当該変更申込みを受理した日の属する月の翌月より適用されます。</p> <p>3 第1項の変更により利用料金が減少することとなるときは、その変更は、利用契約の更新後の契約期間より適用されます。</p> <p>4 SBTは、顧客が利用契約の条件を超過して本サービスを利用していると合理的に判断したときは、当該超過して利用された部分につき、SBT所定の基準により算出された利用料金を請求することができるものとし、当該利用契約について当該超過して利用される部分の第1項の変更の申込みがあったとみなすことができるものとします。</p>
<p>第6条（利用料金等）</p> <p>3 SBTは、変更契約に基づく利用料金を、第2条第3項により承諾した変更契約の期間開始日（各月の1日に限ります。）をもって、顧客に対して一括して請求します。</p> <p>4 変更契約により利用料金が減少するときは、当該変更契約に基づく利用料金は、前項の規定にかかわらず、利用契約の更新後の契約期間より適用されます。</p> <p>5 利用料金の日割り計算はしないものとします。</p> <p>6 本条の利用料金とは別に、その他の費用が発生することがあります。</p>	<p>第6条（利用料金等）</p> <p>3 利用料金の日割り計算はしないものとします。</p> <p>4 本条の利用料金とは別に、その他の費用が発生することがあります。</p>

第7章 責任及び保証

第19条 (知的財産権に関する保証)

1 SBTは、利用契約の成立時点でSBTの知りうる限りにおいて、本サービスが日本国内における第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。

2 SBTが前項の保証規定に違反し、本サービスが日本国内における第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権等を含みます。以下同じ）を侵害しているとして、当該第三者から顧客に対して損害賠償等の請求（以下、「第三者請求」といいます。）がなされた場合、当該第三者請求がなされた日から10日以内に、第三者請求があったことを顧客がSBTに対して書面により通知し、弁護士の選定を含む当該第三者請求に対応するための一切の権限を顧客がSBTに付与し、当該第三者請求への対応に必要な範囲において顧客がSBTに協力することを条件に、SBTは、自らの責任および負担において当該第三者請求に対応するものとします。ただし、当該第三者請求が次の事由に起因するものであるときは、本項は適用されないものとします。

- ① 顧客が本サービスに変更を加えたとき
- ② 顧客が本サービスを SBT 所定の方法に従って利用しなかったとき
- ③ 本サービスが日本国外で利用されたとき
- ④ 本サービス全部または一部が顧客の指図に従って作成されたものであるとき

第19条 (知的財産権侵害に関する補償)

1 本サービスが日本法の下で認められる第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権等を含みます。以下同じ）を侵害しているとして、当該第三者から顧客に対して損害賠償等の請求（以下、「第三者請求」といいます。）がなされた場合、当該第三者請求がなされた日から10日以内に、第三者請求があったことを顧客がSBTに対して書面により通知し、弁護士の選定を含む当該第三者請求に対応するための一切の権限を顧客がSBTに付与し、当該第三者請求への対応に必要な範囲において顧客がSBTに協力することを条件に、SBTは、自らの責任および負担において当該第三者請求に対応するものとします。ただし、次の場合、本項は適用されないものとします。

- ① 顧客が本サービスに変更を加えた場合
- ② 顧客が本サービスを SBT 所定の方法に従って利用しなかった場合
- ③ 本サービスが日本国外で利用された場合
- ④ 本サービス全部または一部が顧客の指図に従って作成されたものである場合

<p>第20条（非保証）</p> <p>SBTは、利用契約に明示的に定める事項を除き、本サービスについていかなる保証も行わないものではなく、かつ一切の責任を負いません。</p>	<p>第20条（非保証）</p> <p>1 SBTは、本サービスについて瑕疵が存在しないことを保証しないものとします。</p> <p>2 SBTは、本サービスに関し、その完全性、正確性および有用性等についていかなる保証も行わないものではありません。</p> <p>3 SBTは、本サービスのうち SBT以外の第三者による提供にかかるものについて、前条に定めるほか、何ら責任を負わないものとします。</p>
<p>第23条（損害賠償）</p> <p>1 利用契約に関連して SBT が顧客に対して負う損害賠償責任につき、本サービスの仕様書に返金の規定がある場合は当該規定に基づく返金がこれの全てであるものとし、当該規定がない場合は、原因の如何を問わず現実かつ直接に生じた損害の範囲に限定されるものとし、その総額は本サービスの年間利用料金の2分の1を限度とするものとします。</p>	<p>第23条（損害賠償）</p> <p>1 本約款の他の条項の定めにかかわらず、利用契約に関連し、SBT が顧客に対して負う損害賠償責任は、原因の如何を問わず現実かつ直接に生じた損害の範囲に限定されるものとし、その総額は本サービスの年間利用料金の2分の1を限度とするものとします。</p>
<p>附則</p>	
<p>本約款は2020年4月1日現在のものです。</p> <p>SBTは、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を変更することがあります。なお、本約款の変更は、変更後の規定の内容をホームページ</p> <p>（https://www.softbanktech.co.jp/doc/cloud/）</p> <p>その他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>本約款は2019年11月19日現在のものです。</p> <p>なお、SBTは顧客事前の通知なしに本約款を変更することがあります。この場合、変更後の本約款は本サービスに関するウェブサイト</p> <p>（https://www.softbanktech.co.jp/doc/cloud/）</p> <p>に掲載された時点で効力を発するものとし、それ以降に提供される本サービスの提供条件は変更後の本約款に従うものとします。</p>

以上